

鹿 児 島 県 公 報

平成30年10月12日（金）第3459号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- 鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（※）（市町村課取扱い） 1
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（※）（財政課取扱い） 2
- 地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（※）（税務課取扱い） 3
- 国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（※）（農地整備課取扱い） 4
- 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例（※）（警務課取扱い） 5

条 例

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月12日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第38号

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年鹿児島県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第142条第1項第3号」の次に「及び第4号」を加える。

第7条中「（鹿児島県知事の選挙における候補者に限る。）」を削る。

第9条中「第142条第1項第3号」の次に「又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号」を加

える。

第10条中「第142条第1項第3号」の次に「又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号」を加え、「同号」を「当該各号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される鹿児島県議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された鹿児島県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月12日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第39号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1土木部の表2の項の(4)中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に、「建築物の敷地等と道路との関係の建築特例許可申請手数料」を「建築物の敷地と道路との関係の建築特例許可申請手数料」に改め、同項の(4)を同項の(4)の2とし、同項の(3)の5の次に次のように加える。

(4) 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築特例認定申請手数料	27,000円
--	---------------------------	---------

別表第1土木部の表2の項の(28)中「第68条の4第1項」を「第68条の4」に改め、同項の(28)中「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に、「仮設建築物建築制限適用除外許可申請手数料」を「仮設興行場等建築制限適用除外許可申請手数料」に改め、同項の(28)の次に次のように加える。

(28)の2 法第85条第6項の規定に基づく1年を超えて使用する仮設興行場	1年を超えて使用する仮設興行場等	162,000円
---------------------------------------	------------------	----------

等の建築に関する 制限の適用除外に 係る許可の申請に 対する審査	建築制限 適用除外 許可申請 手数料
---	-----------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月12日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第40号

地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成28年鹿児島県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

第2条第2号中「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号イ」に改め、同条第3号中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第4号中「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」に改める。

第3条の見出し中「不均一課税」を「課税免除」に改め、同条第1項中「第17条の6」を「第17条の6第1号」に、「不均一課税」を「課税免除」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）」を削り、「について、県税条例第39条及び第41条の5第1項の規定にかかわらず、不均一の課税を」を「を免除」に改め、同条第3項を削る。

第4条の見出し中「不動産取得税の」の次に「課税免除又は」を加え、同条第1項中「第17条の6」を「第17条の6第1号」に改め、「地方税の」の次に「課税免除に伴う措置の対象となるもの又は同条第2号の規定による」を加え、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「について、」の次に「課税を免除し、又は」を加える。

第5条の見出し中「固定資産税の」の次に「課税免除又は」を加え、同条第1項中「について、」の次に「課税を免除し、又は」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する不均一課税の税率は、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値とする。

年 度	税 率
-----	-----

初年度	100分の0.14
第2年度	100分の0.467
第3年度	100分の0.933

附則第2項を削る。

附則第3項中「第17条の6」を「第17条の6第2号」に改め、同項を附則第2項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例第3条から第5条まで及び附則第2項の規定は、平成30年6月1日以後に特別償却設備（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第1号に規定する特別償却設備をいう。以下同じ。）を新設し、又は増設した認定事業者（地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第4項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）の当該特別償却設備に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について適用し、同日前に特別償却設備を新設し、又は増設した認定事業者の当該特別償却設備に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税については、なお従前の例による。

（鹿児島県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 鹿児島県税条例の一部を改正する条例（平成28年鹿児島県条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第1条ただし書中「並びに第6条から第8条まで」を「、第6条並びに第7条」に改める。

附則第8条を削る。

.....

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月12日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第41号

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和44年鹿児島県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「より災害復旧」の次に「又は突発事故被害の復旧（以下この項において「災害復旧等」という。）」を加え、「当該災害復旧」を「当該災害復旧等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月12日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第42号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（東日本大震災以外の原子力災害及び特定大規模災害に対処するための災害応急作業等手当の特例）

- 7 第28条第1項に定めるもののほか、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下この項において「法」という。）第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業等手当を支給する。
- (1) 法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち公安委員会が人事委員会と協議して定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業
- (2) 特定原子力事業所に係る法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して公安委員会が人事委員会と協議して定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）
- 8 前項の災害応急作業等手当の額は、作業に従事した日1日につき、2万円を超えない範囲内において公安委員会が人事委員会と協議して定める額とする。
- 9 前項の規定にかかわらず、附則第7項の作業のうち心身に著しい負担を与える作業として公安委員会が人事委員会と協議して定める作業に従事した職員に支給する災害応急作業等手当の額は、前項に定める額にその100分の100を超えない範囲内において公安委員会が人事委員会と協議して定める額を加算した額とする。
- 10 職員が特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。）をいう。）に対処するため第28条第1項第1号に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において公安委員会が人事委員会と協議して定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による額と同条第2項に定める額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において公安委員会が人事委員会と協議して定める額を加算した額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、警察本部長が人事委員会と協議して定める。